

# 初診患者さまへのお知らせ

初診患者さまで、緊急その他やむを得ない場合を除き、他の病院や診療所などからの**紹介状を持参せず**、直接診療を受けられた場合は、保険の初診料以外に特定療養費として、税込み1,650円の自己負担を加算請求させていただきます。

## 記

### 【ご負担のない方】

- 他の病院や診療所などの医師からの紹介状を持参の方
- 救急車で搬送された方
- 交通事故の患者さまで自賠責保険適用の場合
- 労働者災害補償適用の方
- 生活保護法による医療扶助該当の方

### 【ご負担のある方】

- 他の病院や診療所などの医師から紹介状がない場合

(備考)

- 紹介状とは  
他の病院・診療所からの文書（診療所法提供書）による紹介をいいます。  
したがって、名刺などの簡単な文書は該当しません。
- 初診とは  
当院に初めて受診する場合の診察料をいいます。  
以前通院したことがあっても、今回の病気が新たに発生した場合、診療を中止し、ある期間を過ぎて当院の診療を再開する場合は発生します。

病 院 長